

大阪市港区役所
広告付き案内地図設置事業者
公募要項

令和 8 年 1 月
大阪市港区役所

大阪市港区役所広告付き案内地図設置事業者公募要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり公募します。

1. 施設の概要

(1) 名称

大阪市港区役所

(2) 住所

大阪市港区市岡1丁目15番25号

(3) 利用時間

月曜日～木曜日、第4日曜日午前9時00分～午後5時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）

金曜日 午前9時00分～午後7時00分（午後5時30分～午後7時00分は一部の担当のみ）

その他、臨時開庁日（年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等）

土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

※利用時間については、本公募要項公開時点のものであり、変更する場合があります

(4) 来庁者数

約1100人／日（推定）

2. 公募内容

(1) 事業名称

大阪市港区役所広告付き案内地図設置事業（その2）

(2) 設置内容

別紙「大阪市港区役所広告付き案内地図設置事業仕様書」参照

(3) 設置場所

大阪市港区役所1階正面入口横

別紙「大阪市港区役所広告付き案内地図設置事業仕様書」参照

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き案内地図の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4 第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(5) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で年度ごとに更新することができます。（最長令和13年3月31日まで）更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

(6) 使用料

本市が定める最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください。また、月額使用料には、行政財産の目的外使用料（場所代）に広告料を加えた価格を記入してください（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください）。

なお、使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに全額前納するものとします。

(7) 最低使用料（月額・税抜き）30,000円

※最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

3. 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 広告の掲載については、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守し、当区担当者に掲出の10日前までに見本の提出を行い、大阪市の許可を得た上で行うこと。
- (2) 広告の掲出にあたり、大阪市港区役所の業務に支障がないよう十分に留意すること。
- (3) 広告媒体の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全設置してください。
- (4) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
- (2) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（業務委託）に業務種別「04：映画等制作・広告・催事、印刷—02：広告代行」のうち、「01総合広告代行」又は「02各種広告企画」で登録していること。
- (4) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札（価格提案）後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行つてから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

5. 応募申込手続等

(1) 応募申込

① 公募要項掲載期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月6日（金）

② 申込受付期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月6日（金）
午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時00分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

③ 申込受付場所

大阪市港区役所総務課（総務・人材育成）
郵便番号 552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所6階）
電話 06-6576-9625

（2）申込みに必要な書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	所定様式	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	所定様式	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書（写し可） もしくは履歴事項全部証明書	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書（原本）	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書（写し可）		1部	市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3もしくは納税証明書その3の3）令和6年度分
会社概要	様式自由	1部	会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様がわかるもの
広告事業実績調書	様式自由	1部	最近3年間での広告取扱事業の実績・成果物がわかる書類

（3）申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参もしくは、郵送にて送付してください。（電話、ファクシミリ、電子メール等による受付は行いません。）

郵送の場合は、5（1）③に記載の住所へ送付してください。

また、必要書類に不備があった場合は、申込受付期間内に再度提出することとし、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

6. 質疑書の提出及び回答

（1）受付期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月6日（金）

（2）提出方法

質疑書（様式3）により、上記受付期間内に持参または電子メールにて提出してください。持参の際の受付時間は、平日の午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時00分です。

（提出先電子メールアドレス minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp）

(3) 回答方法等

期限内に提出された質疑書に対する回答については、令和8年2月10日（火）（予定）に、大阪市港区役所のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7. 價格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 價格提案書の提出及び審査日時

提出：令和8年2月17日（火）午前9時30分～午前10時

審査：令和8年2月17日（火）午前10時～

価格提案書の提出は、応募申込みを行った者（以下「応募資格者」という。）に限り行うことができます。

(2) 價格提案書の提出及び審査の場所

大阪市港区役所 5階 503会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

①価格提案書（所定様式）

②委任状（所定様式。代理人により応募しようとする場合のみ持参）

③実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した代理人の印鑑）

(4) 價格提案書の投函方法

①応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れずに入札箱に投函してください。

②応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、『委任状』を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって使用料とします。

(6) 價格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 價格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 價格提案書の無効

① 最低使用料（月額税抜き、非公表）を下回る価格によるもの。

② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない

- 代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
 - ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
 - ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
 - ⑥ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ⑦ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
 - ⑧ 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
 - ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑪ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
 - ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する合計金額の最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ① 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、港区役所のホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止又は延期

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 設置予定事業者の手続き

- (1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、大阪市港区役所広告掲出許可申請書等を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。

- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

9. 設置予定事業者の決定の取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。
- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
 - (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
 - (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10. 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気料金等光熱水費の額は、「大阪市港区役所における各年度の直近1年平均の光熱水費単価」に「広告付き周辺案内地図の規格上の年間消費量」を乗じて得た額（ただし10円未満は切り捨てる）を原則として、大阪市が算出します。
- (3) 広告付き周辺案内地図設置に伴い発生する電気料金等光熱水費は、本市の発行する納入通知書により期日までに納付していただきます。
- (4) 広告媒体の設置、撤去、保守経費など広告の運営にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とします。

11. その他

- (1) 応募者は、この公募要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 応募者は、使用事業予定者決定後において、この公募要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (4) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度港区役所と協議してください。

12. 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市港区役所 総務課（総務・人材育成）
住所：大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所6階）
電話：(06) 6576-9625